



薬生食基発 0628 第 1 号
薬生食監発 0628 第 1 号
令和元年 6 月 28 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

「食品中の食品添加物分析法」の改正について

標記分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」（平成 12 年 3 月 30 日付け衛化第 15 号厚生省生活衛生局食品化学課長通知）の別添「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」により定めているところです。

今般、科学的知見に基づき見直しを行い、「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」を下記のとおり改正したので、関係者への周知方よろしくお願ひします。

記

- 1 通則について、別添 1 のとおりとする。
- 2 添加物分析法各条に別添 2 の「安息香酸、ソルビン酸及びそれらの塩類並びにデヒドロ酢酸ナトリウム」、「オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル及びチアベンダゾール」及び「トコフェロール酢酸エステル及び $d-\alpha$ -トコフェロール酢酸エステル」の分析法を加える。
- 3 添加物分析法各条の「ナイシン」、「ナタマイシン」、「パラオキシ安息香酸エステル類」、「プロピオン酸及びその塩類」、「亜塩素酸ナトリウム」、「二酸

化硫黄及び亜硫酸塩類」、「イマザリル」、「グリチルリチン酸二ナトリウム」、「ケイ酸マグネシウム」、「ステアロイル乳酸カルシウム及びステアロイル乳酸ナトリウム」、「ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65 及びポリソルベート 80」及び「ナイシン Z」について、別添 3 のとおり改める。

4 添加物分析法各条の「安息香酸及び安息香酸ナトリウム」、「ソルビン酸及びその塩類」、「デヒドロ酢酸ナトリウム」、「オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム」、「ジフェニル」及び「チアベンダゾール」を削除する。

5 本通知は、令和元年 6 月 28 日から適用すること。ただし、令和 2 年 6 月 27 日までの間は、なお従前の例によることができる。